

## 甘露一滴

山に登って、岩陰の清冽な小川の水を飲む。おそらくただの水なのだが、これぞ天の恵み、山歩きの醍醐味、まさに「甘露一滴」なのだ。巷では、いろいろなブランドの「名水」が売られているが、おそらくそれは、山歩きの途中で出会った「甘露」とはまったく異なるものなのでしょう。

さて、このたび、人間発達研究所が、「故田中昌人・杉恵両氏の 発達研究・発達保障論関係業績・資料保存プロジェクト」へのご協力をお願いしたところ、予想をこえる賛同を得ることができました。整理作業を担当しているものとしては、実際の資料にふれて再認識することも多く、発達保障という巨大な森に実際に分け入ってさまざまな発見にワクワクします。この中で長年の疑問を氷解させるような資料に出会うと、まさに「甘露一滴」であると感じます。できることなら、ご協力をいただいた方たちにも、この「甘露」を実際に味わっていただければと思います。

このニュース・レターは、このプロジェクトに賛同いただいた方たちに、発達保障の森をたどって出会った「甘露」を皆さんにお伝えしたいとねがって発行します。末筆ながら引き続きこのプロジェクトにご協力をお願いします。

### ■ランジュヴァン・ワロン改革計画と「発達保障」----- (中村隆一)

#### □「発達保障」ということば

「発達保障」ということばは、厳密に言えば、造語である。もちろん「発達」ということばも「保障」ということばも、すでに存在していたのだが、その両者を結びつけ、使用し始めたのは田中昌人ということになるのだろう。

この経過については、田中昌人の「全障研の結成と私の発達保障論」(全国障害者問題研究会編 『全障研三十年史』 全国障害者問題研究会出版部 1997) に詳しく述べられているので、まずそれを以下に紹介しておきたい (pp465-466)。

「当時のたとえば日向弘済学園等で行われていた、指導領域の項目と評点を細分化していく到達度評定を批判しようとして、もっと「行動面の伸びが子どもたちの力強い内面性の成長における法則性の把握とその指導との関係で意味づけられて」いくことの必要性を強調している。学力に代わる社会生活能力のつめこみにならないようにとの意味で、存在するであろう発達の法則性への十分な配慮を呼びかけたものである。

このように述べていく認識の方向を「フランスの教育改革委員会が国民教育組織の諸原理の中でもちいている発達保障という言葉をかきやるならば、精神薄弱児なりの完全な発達保障をねらっていくのだといいかえることができる」(一二八頁：これは近江学園年報第9号の該当頁をさす 引用者注)と記している。ここが初出であるが、これまた指導方法を

述べながら、それが達成する理念を、教育組織の原理の中で用いている用語を無媒介的に導入して用いている。しかし、当時、国や財界が能力主義の徹底を求めてくることに対して新しい考え方をどのような理念で掲げるべきかを考えていた時であったので、教育組織の原理として目指しているものが指導方法と一体となって目指される必要があると思われ、その原理を理念的な位置においたものであった。ただし、一九四七年七月のランジュバン・ワロン改革計画として当時紹介されていた国立国会図書館調査立法考査局依頼の原田種雄国立教育研究所員による資料『フランスにおける教育改革の動向と問題』（一九六〇年六月）では、障害の重い人もふくめて正義の原則が十分徹底しているようには思えなかった。また、訳は「適性と能力に応じた発達を保証する」などとなっていた。この訳では発達が適性や能力に従属している。しかも、権利として発達を保障するのではない訳である。「保障」と、「保証」と、「補償」とは意味が違う。そこで、正しい意味で使うことを徹底させること、いま一つには、当時紹介されていたワロンの発達理論がピアジェとの対抗論理としての性格が前面にでており、それをさらに弁証法的に精緻なものにする必要を感じはじめていたため、そのレベルで用いられている発達保障をそのままよいとは思わず、「発達保障という言葉をかりるならば、精神薄弱児なりの完全な発達保障をねらっていくのだといいかえることができる」というように批判的吟味の余地を確保した用い方をした。これが「発達保障」の初出における用い方であった。

### □「発達保障」の胎動

つまり、「発達保障」という表現は、1947年に出されたフランスのランジュヴァン・ワロン改革計画によるものであること、本来教育制度の改革原理として使用されている表現であること、しかし指導の技術や方法が制度改悪との関係を持ちながら展開しておりその意味で権利論として展開する必要性があったこと、さらにランジュヴァン・ワロン改革計画において発達が適性や能力に規定をされたものであること、それらを克服する必要性から生み出されたものであること、などが率直に述べられている。

田中のこの文では直接には国立国会図書館調査立法考査局の『フランスにおける教育改革の動向と問題』（1960年6月発行）が出典としてあげられている。

さて、ここでいくつかの疑問が生じる。「近江学園年報第9号」は奥付で発行年を見ると1960年3月31日となっており、その文中に「発達保障」と示されたのは先のランジュヴァン・ワロン改革計画から採られた、とある。しかし、国立国会図書館調査立法考査局版の発行は1960年6月であるから、この時間的な逆転がまず問題になる。

この点については、田中昌人が種明かしをしていて、「近江学園年報第9号」の実際の発行は1961年であったこと、少なくとも「発達保障」という記述のなされた田中昌人による「近江学園研究部のあゆみ」は1961年1月の脱稿であるという。その経過を再び田中の文章から紹介しておこう。

「表紙に『近江学園年報 No9 1961』と書かれた報告書は、奥付が昭和三五年三月三十一日発行となっている。収められている「学園日誌」は昭和三二年四月一日から昭和三五年三月二二日までで、この間の近江学園の活動を滋賀県知事へ報告したものとなっているが、

原稿執筆の日付をみると、武藤碇一郎厚生労働省児童局養護課長の「序」の日付は一九六〇年二月、糸賀一雄園長の「まえがき」の日付は一九六〇年一月一六日で、ヨーロッパ視察中の「ストックホルムのホテル・マルメンの一室で」となっている。私の「研究部のあゆみ」は、一九六一年一月二二日という私の誕生日の日付である。私がこの原稿をいつから書き始めたのかはわからないが、脱稿したのは一九六〇年度でも、一九六一年になってからであった。これで明らかなように、『近江学園年報第九号』（一九六一）の予算執行上の日付は昭和三五年三月三十一日発行となっているが、実際に刊行されたのは一九六一年である。執筆年月日が書かれている場合はそれをそのまま残し、表紙の年号は実際の発行年を書くというのが、この年の年報作成の方針であった。

私が「発達保障」という表現を用いて原稿を書き、印刷物となったのは、この『近江学園年報第九号』に収められている「研究部のあゆみ」が最初である（田中 前出 p463）。

ここにあるように、近江学園年報第 9 号は、実際には 1961 年 1 月以降に発行されたのだが、予算執行との整合性をとるということで、奥付のみが 1960 年 3 月 31 日とされて実際には 1961 年に発行されていたわけである。この年報編集作業の過程では、1960 年秋からの糸賀一雄のヨーロッパ訪問などもあり、大きくずれ込んだものと思われる。

また、田中昌人執筆の「近江学園研究部のあゆみ」は、指導の方法に踏み込んだ前半部分と研究部の事業報告にあたる後半とに分かれているが、「発達保障」という文言のある前半の文体は独特の勢いがあり、まるで書き手が別人であるかのような印象さえ受ける。

おそらくは、まず事業報告にあたる後半を執筆した後、1961 年 1 月までに前半部分を補足して脱稿したのではないかと推測をされる。1960 年は、近江学園内の若手職員が中心になっての学習の機運の高まりを反映した「土曜会」の発足（第 1 回のよびかけは 1960 年 1 月）、そしてランジュヴァン・ワロン改革計画、糸賀一雄のヨーロッパ視察、など新しい息吹がわき起こる中で、それが「発達保障」ということばに結実していく経過があったのだろう。

その意味では、ランジュヴァン・ワロン改革計画にふれ、そこから指導の方法や技術のあり方の議論を発達的に展開する糸口を得た当時の田中昌人が大きく変容した過程をこの近江学園年報第 9 号所収の「近江学園研究部のあゆみ」は反映をしているといえよう。

## ロランジュヴァン・ワロン改革計画の普及

「発達保障」ということばが、以上のような経過の中で 1960 年から 1961 年 1 月にかけてランジュヴァン・ワロン改革計画の文言を援用して田中によって着想されたことは以上のような経過の中で一応確認ができた。しかし、ランジュヴァン・ワロン改革計画の内容は実際どうであったのだろうか。

まず田中が問題にした「保証」という訳に関わってである。

そもそも、『大辞泉』によれば「保証」は「間違いがない、大丈夫であると認め、責任をもつこと」、また「障」は、字義が「さまたげること。じゃまをすること。さわり」ではあるが、それはまた「防ぎへだてること。また、そのもの」であるとされ、時に「保障」という場合には、外部からの侵入などに対する防壁を意味し、ある状態がそこなわれるこ

とのないよう内部から保護し守ることとなる。田中昌人が、「保証」に違和感を感じた一つは、それが第三者の立場からの関与を意味していることによるのだろう。つまり、田中昌人は、「保証」は、発達の権利の保障が、人間に普遍的な概念ではなく青少年や障害のある人たちに限定したうえで、それを第三者が、すなわち外部から「認める」という構図を前提にしていることを問題にしていたのだろう。

では原文はどうであろうか。

La réforme de notre enseignement doit être l'affirmation dans nos institutions du droit des jeunes à un développement complet.

この原文に照らすと、「保証」と訳されていたのは affirmation であるが、全体としてかなりの意識であるように感じられる。

ランジュヴァン・ワロン改革計画は、田中が指摘したような不十分さをかかえているとはいえ、青少年が後期中等教育から高等教育にむけて厳しい選抜にさらされ「正義の原則」が踏みにじられていること、それは結果的にすべての国民が「教養」を持つことを阻害するものであること、そしてこの改革計画にはそうした状態を改革するというねらいがあったことは間違いがない。ワロンの文書などをみると「教養」に特に注目をしていたのはランジュヴァンの影響が強かったと思われるが、現時点で、詳細な議論の経過は不明である。改革の焦点となったのは、当時のフランスが複線型の学校教育制度であり、「正義の原則」に照らしてもその改革は重要課題となっていた。

「教育の民主化により「学校教育の中へ正義をとりいれること」は各人をその才能が指定する位置に置くであろう。そしてこのことは、万人の最大の幸福となるであろう。職務の差異は、もはや決して財産や社会階級によってきまるのではなく、その職務を果たすべき能力によってきまるであろう。「正義」に合致した教育の民主化は、社会的な種々の仕事のよりよい分配を保障する。それは個人の幸福と同時に団体の利益に役立つものである」(国立国会図書館調査立法考査局版 pp51-52)。

いわば、教育機会の均等を実現する制度改革が掲げられたのである。

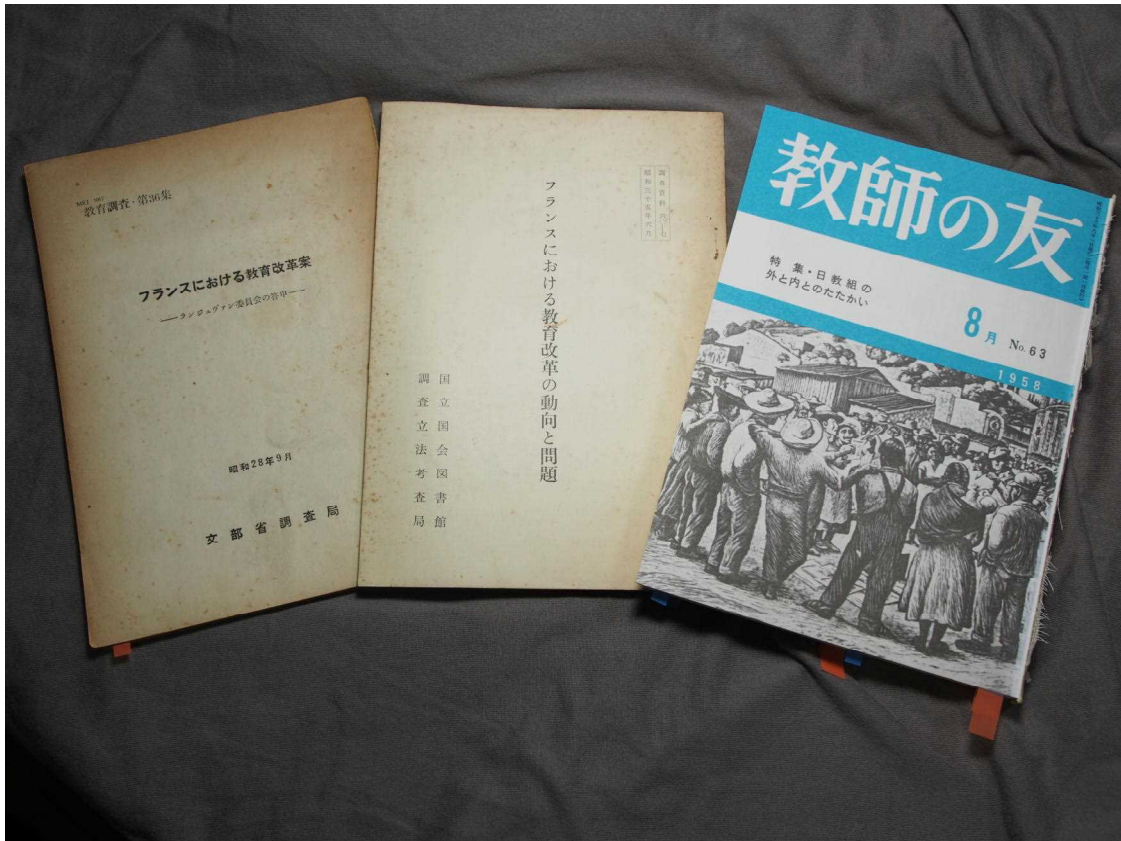
こうした文脈の中で、単語 affirmation を考えると、ロワイヤル仏和辞典第2版では、「1 断言、確言、主張、2〔言語〕肯定、3 明確化、顕現；確立、確証、4〔法〕確認、主張」の4つがあげられている。文脈にそって affirmation の意味するところは、当時のフランス社会における教育機会の不均等によって損なわれている青少年の全面的な発達を確固たるものにする課題であり、それは万人の幸福にかかわる普遍的課題であると意識されている。

したがって、該当箇所を直訳をすれば「青少年の全面的な発達への権利を確認し主張する」ということになるだろう。ここでは、「青少年の全面的な発達」が人間発達の普遍において理解されており、したがって affirmation の主体は第三者の視点からでは考えられないものである。その意味でこの教育改革にかかわって政府の実行を想定する改革計画案においても第一義的に「保証」が不適切であることはむしろ原文から見てもあきらかであろう。

次に、注目をされるのは、「われわれの教育の改革は、われわれの制度の中で「青少年

のもつ完全な発達に対する権利を保証する」ことではなければならない」と訳されている一文の中で、「青少年のもつ完全な発達に対する権利を保証する」とかぎ括弧でくくられていることであり、少なくとも上で紹介した原文からは挿入の必要のないかぎ括弧が入っている点である。これは訳出の際に何らかの事情があったのことと思われる。

### ロランジュヴァン・ワロン改革計画の日本における紹介の経過



左から文部省調査局版（1953）、国立国会図書館調査立法考査局版（1960）、「教師の友」No63（1958）復刻版

実は、ランジュヴァン・ワロン改革計画の訳出と紹介は、上記のように田中昌人があげている 1960 年の国立国会図書館調査立法考査局版以前に、1953 年の文部省調査局調査課によるものがある。さらにそれを転載した 1958 年発行の「教師の友」No63 と No64 に掲載されたものがあり、1960 年の国立国会図書館調査立法考査局版は、3 度目と言うことになる。

なお 1960 年以降筆者の確認できた限りでは、1971 年に「国民教育」No10 に掲載されたもの、1983 年に永治日出雄が訳し直したもの（『国民教育の改革』明治図書出版）があり、この永治訳を 2005 年に人間発達研究所紀要 No17 に転載している。

この文部省調査局調査課版には、訳者として原田種雄、泉俊雄の 2 名があげられている。原田はこの 1953 年の時点で所属が文部省調査局調査課、泉は日本歯科大学講師とある。なお 1960 年版でもフランスの教育改革に関わる内容は原田によるもので（この時点で原

田は国立教育研究所員), その際にその本文を補足する資料としてランジュヴァン・ワロン改革計画が掲載される形となっている。また「教師の友」版は, 文部省調査局調査課版から転載した旨が示されている。また掲載にあたっては, 同誌に関わりの深かった竹内良知による紹介とすすめがあったことが注記されている。

以上を整理すると, 日本では文部省調査局調査課版, 「教師の友」, 国立国会図書館調査立法考査局版までが原田訳によるものであった。おそらく 1953 年版の訳出では原田が泉の助けを借りながら訳出をした。1953 年と 1960 年の二度も政府が紹介をしたのは, 太平洋戦争を前にして高校年齢の義務制が「青年学校」という形ですでに実現していたこと, 当然のことながら国民の教育要求が拡大深化していたこと, 高度経済成長の開始とともに「人的資源開発」の要求や選抜を軸にした競争の激化, 1950 年代の後半から, 戦後のベビー・ブーマーが中学を卒業する時期を迎え, 高校増設・高校全入運動が高まってきたことが背景にあるものと思われる。

それが, ながらく流布されていて, 訳として「保証」が「保障」に変更されたのは 1983 年の永治版になってからであること, 田中昌人による「発達保障」という造語は, それに 20 年以上先行していたことになる。

では, 原田種雄が文部省調査局調査課版の時点からあえてかぎ括弧でくくった「青少年のもつ完全な発達に対する権利を保証する」という訳で発行した経緯はどうだろうか。

一つは「保証」と訳出した際に訳者自身が違和感を感じその違和感をつたえるためにかぎ括弧でくくった可能性である。ただ, この点の訳者の注記は特に見られない。なお, 1953 年版の訳出が原田にとっても慌ただしいものであったことは泉の助けを得ていることからもうかがわれ, 確定した訳とするにはいたっていないが, 暫定的にかぎ括弧を付してこのような表現にした可能性も考えられる。ただ同じ文中で「正義の原則」というような使い方も見られることから一貫性という点では強調を目的でかぎ括弧でくくった可能性も捨てられない。

ただいずれにしろ, いち早く田中昌人がかぎ括弧付きの「発達の保証」という表現に敏感に反応したのは先に紹介したとおりである。

次に, ランジュヴァン・ワロン改革計画を田中昌人がなにから入手したのか, またそれは近江学園年報第 9 号の執筆時に発行されていた 3 つの版のいずれであったのだろうか。実際にはすでに述べたようにすべて同じ原田種雄訳で同一であるから, 引用を見ても区別がつかないし, また内容的にも同じ結果となる。ただ, 田中昌人がどのようなつながりや関係の中でそのような発想に至ったのか, などを考える際にはどの版であったかは個人的に興味をそそられる部分である。当時近江学園で働いていた平田棟治氏によると, 「雑誌「教師の友」を定期購読はしていなかったようにおもう」とのことであるので, やはり国立国会図書館調査立法考査局版であった可能性が高い。

これは「故田中昌人・杉恵両氏の 発達研究・発達保障論関係業績・資料保存プロジェクト」で追求したいささやかな疑問の一つである。

残されている資料は段ボールにして約 800 箱で田中昌人・杉恵両氏の購入あるいは収集していた書籍だけではなく, 雑誌, 手稿, 原稿執筆にあたって収集した資料, 実験や観察のデータ, 講演や学習会向けに作成したレジユメや講演原稿, さらに街頭で手にしたとおぼしきチラシ類にいたるまで膨大で網羅的である。現在の資料整理の中では, いずれ

の資料も見つかっていないが、資料整理が進むに従ってこの疑問が解けることが期待される。

### □「発達の権利」をめぐる

さて、「発達の権利」を盛り込んだランジュヴァン・ワロン改革計画は、1947年にとりまとめがなされ、文部大臣に提出をされたが実際には法制化されないままであった。そして、直接的には教育改革と連動しての「発達の権利」ではあったが、それは上でふれたように、「教養」を媒介にして発達を人間一般の課題に普遍化したものであった。

こうした、発達の権利にかかわっては、より切実な意味を持っている。

ワロンは、ファシズムを「子どものうちに、子どもが将来なるべき『おとな』をだいなしにしてしまっている。ファシズムは、子どもの権利にたいして、もっとも嫌うべき犯罪をおかしている」と述べている。このようにワロンは、自由な発達の権利への犯罪としてファシズムを告発したのである（ワロン H：子どもの権利——子どもには保護・教育・指導を受ける権利がある——原著 1939, 教師の友 No55 1957 所収）。

1947年には、イタリア人民共和国憲法が「共和国は、個人としての、また彼の人格が発展する場としての諸社会的結合体においての人間の不可侵の権利をみとめ、かつ保障するとともに、政治的、経済的および社会的連帯のそむくことのできない諸義務の遂行を要請する」という第2条を盛り込んで制定をされている。2年後1949年にはドイツ連邦共和国憲法においてやはり「各人は他人の権利を侵害せず、かつ、憲法的秩序または道徳律に反しないかぎり、その人格の自由な発展を目的する権利を有する」という第2条をもって制定をされている。

そして、ランジュヴァン・ワロン改革計画は、1961年に日本で「発達保障」という言葉が生み出される契機になったことも想起をするならば、レジスタンスに積極的に参加したワロンたちの「発達」にかける思いが、実にファシズムと民主主義破壊・権利侵害に対峙する巨大な歴史的な意義と射程を持っていたことに気づかされるのである。

### □ワロンの受容

なおこの作業の過程で、1950年代の日本の教育運動においてワロンが積極的に受容されていたという事実を再確認できたので、テーマからはやや離れるが、最後にそれを紹介しておきたい。

上で記した雑誌「教師の友」は1950年12月から1963年まで発行された雑誌である。このランジュヴァン・ワロン改革計画の訳の経過を確認するため桐書房から発行されている復刻版で確認した（この復刻版も田中昌人の蔵書の中に見いだされた）。この中には、ランジュヴァン・ワロン改革計画も含め、少なくないワロンの論文の訳出や紹介、言及があることに気づいた（ランジュヴァン・ワロン改革計画も含め5点、ワロンの著書の書評が2点、追悼文が4点、など。なお「教師の友」の読者による追悼の集まりも持たれた）。そこには大きく2つの側面があって、一つは当然発達研究にかかわる論文である。今一つは「世界教員組合連盟 FISE」の幹部としてのワロンである。ワロンは、第二次世界大戦中レジスタンスに参加し、ナチスからの解放後は挙国一致内閣で文部大臣も務めた。



そのような経過の中でこのランジュヴァン・ワロン改革計画に関わったのであるが、ワロンは教職員の運動の指導者でもあり、日本ではそうしたワロンの考えを教職員組合の運動を経由して受容していたことがうかがわれる。こうして「教師の友」における海外の研究者では最も多い一人である。

冒頭で紹介した田中昌人の文章の中に「ピアジェの対抗論理として」云々という表現もみえるが、むしろ「教師の友」紙上をみるとそれはピアジェへの対峙ではなくむしろ前項で述べたような民主主義侵害・基本的人権蹂躪の動きへの対抗軸の一つであったと評価するのであるが、いかがだろうか。

「発達保障」ということばからみえてくる水脈は意外と大きなひろがりをもっているのではないのでしょうか。皆さんもこの“水脈探し”をご一緒にいかがですか？

## ■とうとう発見！ .....

本プロジェクトに三口以上寄付をお送りいただいた方に映画『光の中に子どもたちがいる』（制作：綜合社）の DVD をお贈りしています。上映運動の中で何度も上映されたフィルムをもとにしているため画質が悪さがこの作業に携わってくださった制作者の大野松雄さんや奈良教育大学の玉村公二彦さんの嘆きでした。「未使用のプリントを田中宅に届けたはず」ということばをうけて、ここ 1 年ほど搜索をしてきましたが、とうとうそれとおぼしきフィルムを 2013 年 4 月に発見しました。これは最近のビッグニュースです。

## ■力強いスタッフ登場 .....

羽田千恵子さんは、もと滋賀県の養護学校の教員をしておられました。現職の教員を続けながら龍谷大学で田中昌人・杉恵両氏が教鞭をとっていた文学部の研究科に入学されました。そうした縁でこれまでも人間発達研究所にいろいろな形でご協力くださっていましたが、2013 年 4 月より立命館大学に着任され、それを機に、今秋からすでに大泉溥さんが作業に着手されていた田中昌人・杉恵両氏の業績目録の作成を引き継いでくださることになりました。バーコードで管理ができるシステムを目指しています。

## ■《来訪》 .....

毎年、1～2人の大学院生が研究の資料を探しに田中アーカイブを見に来てくださいます。テーマは、「近江学園での労働教育」「近江学園での発達の評価」「近江学園での実践」などなど。こうした方たちがどんどん成果をあげていただいて、次に継承できるといいですね。ただ、現状あまり整理ができておらず、研究に最適な環境でないところが「玉に瑕」です。